

入札説明書

【総合評価落札方式】

業務名称：2026 年度課題別研修「英語圏アフリカ 市場志向型農業振興 —SHEP アプローチ—（行政官）」(A) 及び (B) にかかる研修委託契約（ランプサム契約）

調達管理番号：26c00053

- 第 1 入札手続
- 第 2 業務実施要領（案）
- 第 3 技術提案書の作成要領
- 第 4 経費に係る留意点
- 第 5 契約書（案）
- 別添 様式集

2026 年 3 月 9 日

独立行政法人国際協力機構
関西センター

【入札説明書の改訂（2025 年 12 月）】

第 1 の 5. (2) 3) b) 人的関係「iv. 組合の理事」を「iv. 一般財団法人、一般社団法人及び組合の理事」に変更しました。

第 1 の 20. (7) 参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務委託先を変更しました。

【入札説明書の改訂（2025 年 9 月）】

第 1 の 4. (2) 「2) 書類等への押印省略」について、押印省略できる書類の範囲と、押印省略の際の手続きを変更しました。

第1 入札手続

1. 公告

公告日 2026年3月9日

調達管理番号 26c00053

2. 契約担当役

独立行政法人国際協力機構 関西センター 所長

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：2026年度課題別研修「英語圏アフリカ 市場志向型農業振興 —SHEP アプローチ—(行政官)」(A)及び(B)にかかる研修委託契約（ランプサム契約）

※以下、コース名は以下のとおりとする。

SHEP (A)：「英語圏アフリカ 市場志向型農業振興 —SHEP アプローチ—(行政官)」
(A)

SHEP (B)：「英語圏アフリカ 市場志向型農業振興 —SHEP アプローチ—(行政官)」
(B)

(2) 選定方式：一般競争入札（総合評価落札方式）

(3) 業務仕様：「第2 業務実施要領（案）」のとおり

(4) 履行期間（予定）：

全体契約期間(予定)：2026年4月下旬～2027年2月下旬

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

4. 手続全般にかかる事項

(1) 書類等の提出先

入札手続窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒651 - 0073

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2

独立行政法人国際協力機構 関西センター 研修業務課

【電話】078 - 261 - 0383

上記電話番号でつながらない場合には078 - 261 - 0341 へおかけください。

【メールアドレス】ksictp1@jica. go. jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica. go. jp）

またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

(2) 書類等の提出方法

1) 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出、授受はメールで行います。

詳細は別紙4「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

・メールによる提出の場合：上記（1）のメールアドレス宛

なお、当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難しい場合は、上記（1）の連絡先までお問い合わせください。

2) 書類等への押印省略

様式または本説明書において押印を必要としている提出書類は、代表者印等の押印を原則とします。ただし、機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書及び技術提案書について押印が困難な場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名、役職、所属先及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を必ず明記し、提出時の電子メールは責任者本人から（又は責任者にccを入れて）送付してください。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。

b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できま

せん。

- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和07・08・09年度全省庁統一資格で

「役務の提供等」の資格を有すること。(等級は問わない)

もしくは当機構による確認を受け、本業務に係る履行能力等を有すると判断されること。本確認を希望する者は(5)2)※に記載の書類を提出すること。

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

a) 財務状況の健全性

法人としての財務状況に特に問題がないと判断されること。

3) 資本関係又は人的関係

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ)の関係にある場合

- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
- ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）
- iv. 一般財団法人、一般社団法人及び組合の理事
- v. その他業務を遂行する者であって、i からivまでに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※留意事項：競争に参加しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

（3）共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記（1）及び（2）の競争参加資格要件を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式集参照）を作成し、各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務実施要領に特別の定めがあると

き又は委託者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の2)を提出してください。

入札に進んだ競争参加者に対し、競争参加資格確認申請書に記載の担当者連絡先へ入札会の参加方法をメールにて案内します。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

1) 提出期限・方法および確認結果通知日

別紙4「手続・締切日時一覧」参照

2) 提出書類:

- a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)
- c) 下見積書(「7. 下見積書」参照)
- d) 資本関係又は人的関係に関する申告書(該当なしの場合も提出します)
- e) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - ・共同企業体結成届
 - ・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記a)、b)、d))

※b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)を有しない場合は代わりに以下を提出してください。

- ① 組織概要(組織体制図・役員及び構成員等名簿・事業実績等)、パンフレット等
- ② 登記事項証明書(写)(法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの)
- ③ 財務諸表(写)(申請日直前1年以内に確定した決算書類)
- ④ 納税証明書(写)(その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの)

なお、法人格を有しない任意団体の場合は、上記の②③④に代えて、②' 代表者資格証明書(代表者を定めたときの議事録の謄本又は抄本又はこれに代わる書類)及び直近の総会資料等、③' 財務諸表に相当する書類、④' 代表者個人に関する自治体発行の納税証明書(写)(代表個人及び任意団体の双方について未納の税額がないことを証明するもの、発行日から3ヶ月以内のもの)。

3) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。期日までに結果が通知されない場合は、上記「4. 手続全般にかかる事項（1）書類等の提出先」にお問い合わせください。

6. その他関連情報

該当なし。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に（5.（5）参照）、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記してください。

- （1）様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- （2）消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- （3）下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

8. 入札説明書に対する質問

- （1）業務実施要領（案）の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙4「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式（別添様式集参照）に記載のうえご提出ください。
- （2）公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- （3）上記（1）の質問に対する回答書は、別紙4「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/domestic/kenshu2025.html#kansai>

- （4）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

9. 辞退届の提出

- （1）競争参加資格有の確定通知を受け取った後に、入札への参加を辞退する場合は、遅くとも入札会1営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。

宛先：ksictp1@jica.go.jp

件名：【辞退】(26c00053) _ (法人名) _ 2026年度課題別研修「英語圏アフリカ市場志向型農業振興—SHEPアプローチ—(行政官)」(A)及び(B)にかかる研修委託契約

- （2）（1）の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札に

- において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

10. 技術提案書・入札書の提出

(1) 提出方法

提出方法及び締切日時は別紙4「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

(2) 提出書類

- 1) 技術提案書（押印付）（は、可能な限り1つのPDFファイルにまとめて、別紙4「手続・締切日時一覧」の提出期限までに、「4. 手続全般にかかる事項（1）書類等の提出先」へ、メール添付にて提出ください。
- 2) 入札書（押印付）は、入札書受付締切日時までにパスワードを付して、同提出先へメールで提出してください。入札書のパスワードを同アドレス宛てに送付するタイミングは、入札開始時間から10分以内となりますので、ご注意ください。また、入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた税抜き価格としてください。

(3) その他

- 1) 一旦提出（送付）された技術提案書及び入札書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- 3) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- 4) 入札保証金は免除します。

(4) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に提出されたとき。
- 2) 提出された技術提案書に記名・押印がないとき。ただし、押印が困難な場合は、4.（2）2）を参照の上ご提出ください。
- 3) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります）
- 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

11. 技術提案書の評価結果の通知

技術提案書は、当機構において技術評価し、技術提案書を提出した全者に対し、別紙4「手続・締切日時一覧」に則し、評価結果の合否をメールで通知します。通知期限までに結果が通知されない場合は、上記「4.（1）書類等の提出先」までメールでお問い合わせ下さい。

なお、入札に進んだ競争参加者に対し、競争参加資格確認申請書に記載の担当者

連絡先へ入札会の参加方法をメールにて案内します。

1 2. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

入札執行（入札会）にて、技術提案書の評価に合格した者の提出した入札書を開札します。

(1) 日時：2026年4月13日(月)午後2時00分

(2) 場所：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

独立行政法人国際協力機構 関西センター内 会議室

※入札者はオンライン（Microsoft Teams）よりご参加ください。（それが困難な場合には電話による参加も可とします）

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の入札金額が機構の定める予定価格を超えた場合は再入札（最大で2回）を実施します。再入札は、初回入札に続けて実施しますので上記日時に再入札書をメールで送付できるよう Teams に接続したままでお待ちください。

1 3. 入札書

(1) 第1回目の入札書（押印写付）の提出方法及び締切日時は別紙4「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

(2) 第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めてください。

(3) 機構からの指示による再入札の入札書（押印写付）は、入札件名、入札金額を記入して、パスワード付きPDFをメールに添付して提出ください。なお、別メールによるパスワードの送付は機構からの指示によってください。

1) 代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。

2) 代理人を定める場合は、委任状を再入札書と同時に提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。

3) 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。

4) 宛先：「4. 手続全般にかかる事項（1）書類等の提出先」をご覧ください。

件名：【再入札書の提出】(26c00053) _ (法人名)

(4) 入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた税抜き価格としてください。

(5) 入札価格の評価は、「第2 業務実施要領（案）」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）をもって行います。

- (6) 契約に当たっては、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した金額が契約金額となります。
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消すことが出来ません。
- (8) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (9) 入札保証金は免除します。

14. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

15. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（PCを利用する入札会における入札者側のPCのトラブルによる場合も含む）。

16. 落札者の決定方法

総合評価落札方式（加算方式）により落札者を決定します。

- (1) 評価項目
評価対象とする項目は、「第3 技術提案書の作成要領」の別紙2 評価表の評価項目及び入札価格です。
- (2) 評価配点
評価は200点満点とし、
技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ
技術点 100点
価格点 100点
とします。
- (3) 評価方法
1) 技術評価
「第3 技術提案書の作成要領」の別紙2 評価表の項目ごとに、各項目に記載

された配点を上限として、以下の基準により評価（小数点以下第三位を四捨五入します）し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80%以上
当該項目については、一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	80%未満 60%以上
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベル</u> にある。	60%未満 40%以上
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベル</u> にある。	40%未満

なお、技術評価点が60%、つまり100点中60点（「基準点」という。）を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合は、「11. 技術提案書の評価結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

また、WLB等推進企業（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業や、一般事業主行動計画策定企業）への評価については、「第3 技術提案書の作成要領 2. 技術提案書作成にあたっての留意事項（2）」をご参照ください。

2) 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入します。

価格評価点 = (予定価格 - 入札価格) / 予定価格 × (100点)

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

(4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札金額を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。落札者は、入札金額の内訳書（押印不要）をメールで提出ください。 なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。

(5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した技術提案書に不備が発見され、上述の10.に基づき「無効」と判断された場合
- 2) その者が提出した入札書に不備が発見され、14.に基づき「無効」と判断された場合
- 3) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

17. 入札執行（入札会）手順等

入札会の状況は入札者に Microsoft Teams で中継します。入札経過や入札結果、再入札の有無等については中継の際に入札者と情報共有しますので入札者は必ず参加ください。¹なお Microsoft Teams を接続する者には、競争参加資格確認申請書に記載の担当者連絡先へ、入札会の1営業日前の16時までに入札会の参加方法をメールで連絡します。

(1) 入札会の手順

- 1) 機構の入札立ち会い者の確認
- 2) 入札会開始時間の5分前から、会議招集した Microsoft Teams に接続可能となりますので接続を開始してください。また、電話で参加する者に対しては機構から電話連絡します。
- 3) 入札開始時間後、入札事務担当者からの指示に基づき、提出済の入札書（要押印、以下同じ）のパスワードを電子メールで機構へ送付ください（別紙4「手続・締切日時一覧」をご覧ください）。
- 4) Microsoft Teams もしくは電話で参加しなかった入札者についても10分までの間にパスワードの送付があれば受理し入札参加を認めます。
- 5) 技術評価点の発表
入札開始時間から10分を経過した時点でパスワードの受理を締め切り、入札事務担当者が、入札者の技術評価点を発表します。
- 6) 開札及び入札書の内容確認
入札事務担当者が既に提出されている入札書（パスワード付き PDF）を入札会時に入札者から提出されるパスワードを用いて開封し、入札書の記載内容を確認します。
- 7) 入札金額の発表
入札事務担当者が各応札者の入札金額を読み上げます。
- 8) 予定価格の開封及び入札書との照合
入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金額と照合します。
- 9) 落札者の発表等
入札執行者が予定価格を超えない全入札者を対象に、「16. 落札者の決定方法」に記載する方法で総合評価点を算出し、読み上げます。結果、総合評価点が一番高い者を「落札者」として宣言します。
価格点、総合評価点を算出しなくとも落札者が決定できる場合または予定

¹ ただし、Microsoft Teams はあくまでも入札会の中継という補助手段ですので、不参加の場合でも入札書のパスワードや再入札の提出が指定時間内にあった場合には入札参加を認めます。

価格の制限に達した価格の入札がない場合（不調）は、入札執行者が「落札」または「不調」を発表します。

10) 再度入札（再入札）

「不調」の場合には引き続き再入札を行います。Microsoft Teams もしくは電話で参加しなかった入札者に対しては、競争参加資格申請時のメール本文に記載されたメールアドレス宛に再入札の案内をします。再入札書（要押印）、委任状（入札書の記名が代表者でない場合）を指定した時間までに送付してください。なお、再入札書はパスワードを付したPDFをメールで送付頂きますが、初回と同じパスワードとしてください（パスワードが毎回自動生成される場合にはこの限りではありません）。再入札を2回（つまり初回と合わせて合計3回）行います。再入札を行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、メールでお送りください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 不落随意契約

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

18. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者は、入札金額の内訳書（押印不要）を提出ください。

(2) 「第5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。

(3) 契約条件、条文については、「第5 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。

(4) 附属書Ⅰ別紙「研修実施計画書」は落札者の技術提案内容を踏まえて両者協議・確認の上決定します。

(4) 契約書附属書Ⅱ「経費内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

19. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第14章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第14章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

20. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書（電子データ含む）については、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。
- (4) 「技術評価で不合格となり入札会へ進めなかった者の事前提出済み入札書の電子データ（PDFのパスワードがないので機構では開封できません）は機構が責任をもって削除します。
- (5) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の評価の結果不合格の通知を受けた者は通知した日の翌日から起算して7営業日以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由や技術評

価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. 手続全般にかかる事項（1）書類等の提出先」までご連絡ください。

第2 業務実施要領（案）

この業務実施要領は、独立行政法人国際協力機構関西センター（以下、「委託者」または「JICA 関西」という。）が実施する「2026 年度課題別研修「英語圏アフリカ 市場志向型農業振興 —SHEP アプローチ—（行政官）」(A) 及び(B)にかかる研修委託契約（ランサム契約）」に関する業務の内容を示すものである。

なお本研修委託業務の実施は、特に指示のある場合を除き、当機構ホームページに掲載している最新のマニュアル・ガイドラインに従うものとする。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

本要領及びマニュアル・ガイドラインに定めのない事項については、受託者は随時委託者と協議の上で業務を進めるものとする。

1. 研修コース名

2026 年度課題別研修「英語圏アフリカ 市場志向型農業振興 —SHEP アプローチ—（行政官）」(A) 及び (B)

2. 研修期間（予定）

別紙5「日程案」に基づいて研修期間を定める。

全体受入期間

SHEP (A) : 2026 年 4 月 17 日（金）～2026 年 5 月 29 日（金）

※4 月 17 日（金）実施の遠隔オリエンテーションは JICA にて直営で実施。

SHEP (B) : 2026 年 10 月中下旬～2026 年 11 月 20 日（金）

技術研修期間

SHEP (A) : (来日研修) 2026 年 5 月 13 日（水）～2026 年 5 月 29 日（金）

SHEP (B) : (遠隔研修) 10 月中下旬の半日間

(来日研修) 2026 年 11 月 4 日（水）～2026 年 11 月 20 日（金）

3. 履行期間

2026 年 4 月下旬～2027 年 2 月下旬まで

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含む)

4. 研修の概要

(1) 研修の背景・目的

【SHEP (A) 及び (B)】

国連食糧農業機関の「The economic lives of smallholder farmers 2015」において、農業はアフリカ諸国の開発の重要なツールであり、気象条件などとともに市場へのアクセス条件が貧困率の増減に大きな影響を与えており、貧困削減のための手段として小規模園芸農家の市場へのアクセス改善と参入促進が提唱されている。

近年、アフリカ諸国では、その農業政策において、自給自足的農業から商業的農業への転換を提唱し、市場志向型農業を打ち出している。市場志向農業を打ち出している国の一つ、東アフリカに位置するケニアでは、園芸作物(野菜・果物等)は第二位の輸出額を誇る重要なセクターであるが、園芸作物の80%以上を生産している小規模園芸農家は、農民組織の弱さ、生産・品質管理技術の不足、限られた販路と不安定な価格、農村部のインフラの未整備等の問題に直面しており、依然として低所得のままである。

このような状況を打破するため、ケニア政府からの要請を受けて JICA はケニアにおいて小規模園芸農家を対象に、市場志向型の農業普及を目指す技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト(SHEP、2006-2009年)」、「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト(SHEP UP、2010-2015年)」、「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト(SHEP PLUS)」を実施してきている。農家に「作ってから売り先を探す」のではなく、「売れるものを作る」への意識変革を起こし、それを農家自らが実践するための各種支援活動の結果として、対象農民の所得向上という成果をあげている。

日本政府は、ケニアの経験をアフリカ諸国に共有すべく、TICAD-Vにおいて、このSHEPアプローチをアフリカ10カ国に展開することを公約した。また、TICAD-VIにおいても、サイドイベントを実施しSHEPアプローチの推進を約束した。

本研修は、SHEP アプローチの導入・推進するアフリカ諸国を対象に、参加研修員がSHEP アプローチに基づく活動の実施に際しての基礎的知識・情報を習得することを目的として実施される。なお、TICAD7では民間や関連団体との協力を念頭に、SHEP100万人計画を打ち出しており、さらに TICAD8 では稼ぐための農業への転換のため、2025年までに6.6万人を支援する方針を表明した。そして、2025年のTICAD9では100万人の達成に向けて、国際機関や民間と協力して、アフリカから始まったSHEPをアジア、中南米、中東に展開していくことを発信した。

(2) 案件目標 (アウトカム)

研修での学びを通じて作成するSHEPアプローチを用いたアクションプランが、研修員の所属組織により実践される

(3) 単元目標 (アウトプット) 及び想定される研修内容

以下単元目標にもとづく講義及び現地視察を実施する。

単元目標	単元目標達成のための研修内容（想定）	達成状況の確認方法
(1) 研修員の母国における園芸作物(野菜)栽培/流通/販売システム、または、その普及体制における課題が抽出・分析される。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本国でのフィールドワークを含む事前課題への取り組みとカントリーレポートの作成、討議、および発表会 ・ 農産物流通図の作成 	来日後のオリエンテーション時に確認。デイリーレポートによる確認。
(2) 「情報の非対称性」緩和のために日本の関係諸機関・グループが果たしている役割を具体事例として理解し、説明できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の農業システムの背景に関する概要 ・ 農業普及関連施設・団体や会社の視察 ・ 情報の非対称性についての経済理論 	デイリーレポート上での個々理解度の確認、討議での発言状況、
(3) 動機付け理論を活用した「人が動く・人が育つ」ためのプロジェクトデザインについて理解し、説明できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人が育ち、人が動くためのデザインと仕掛け」について ・ 心理学の「自己決定理論」 ・ 女性農業従事者グループの活動について 	デイリーレポートでの確認、ワークショップへの取り組みから確認
(4) 上記(1)～(3)を踏まえて、(1)で検討された課題解決へ向けたアクションプラン案が作成できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ SHEPの4つのSTEPに基く活動 ・ 国毎のコンテキストに応じたカスタマイズ ・ 演習 	アクションプラン発表内容を評価、発表に伴う作成物にて確認
(5) 上記(4)で作成されたアクションプラン案を、所属組織で具体化し、実践する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクションプランの評価、事後活動の実施 	事後活動の状況から評価、研修終了後のJICAによるフォローアップミーティングを実施

(4) 研修使用言語：
英語

(5) 実施回数

2026年度内に、計2コースが実施される。

(研修対象国の状況等、予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)

(6) 研修員

各コース定員および研修対象割当国(最大予定参加人数)

※国別研修からの上乗せ参加者を含む。応募状況や選考結果により数名の減員の可能性あり。

SHEP (A) : 15名

ケニア (2)、ナイジェリア (2)、ウガンダ(1)、ザンビア(2)、ルワンダ(1)、南

スーダン(5)、ガーナ(1)、エチオピア(1)

SHEP(B): 24名

ジンバブエ(2)、

上記のほか、南アフリカ(10)、レソト(2)、エスワティニ(2)、ボツワナ(3)、マラウイ(1)、ナミビア(1)、タンザニア(3)が参加予定。

- ① 研修対象組織：農業普及やアグリビジネス振興に従事する行政機構、NGO、農家組織、大学等
- ② 研修対象者：
 - ・ 農業普及やアグリビジネス振興に従事する中央官公省庁または地方政府の中堅行政官
 - ・ NGO職員、農家組織職員、大学教員（市場志向型農業振興に向けた小規模農家支援事業の計画立案及び実施を担う者）
 - ・ 小規模農家支援の計画立案及び実施の実務経験を3年以上有する者

(7) 実施体制

本研修の企画及び運営は、以下の体制で実施する。

コースリーダー	本研修の企画及び実施監理等の運営全般に関わり、各プロセスの監督及び助言、業務方針の指示等を行う。 また、本研修における研修員への技術指導も行う。 SHEP(A) 浅田光義 国際協力機構経済開発部 アソシエイト専門員 SHEP(B) 佐伯貴大 南アフリカ SHEP 小規模園芸農民組織強化アドバイザー
研修監理員	講義・視察等の逐次通訳、研修員の引率、研修員の研修理解促進等の研修コースの現場調整を行う。本研修コースには英語-日本語(SHEP(A)及び(B))の研修監理員を2名配置予定。
国際協力機構 経済開発部 (以下、JICA 経済開発部)	本研修事業の主管部門として、研修の目的、内容、対象者等の設定及び検討に関する責任を負うほか、JICAの他事業等との連携に関する窓口としての役割を担う。
国際協力機構 関西センター (以下、JICA 関西)	本研修の実施監理を主管する JICA の国内機関として、研修員の受入業務及び監理業務を行う。
研修委託先(本契約受託者)	本研修を JICA との業務委託契約に基づき実施する。

(8) 研修方法

上記の実施体制の下、JICA 経済開発部が作成した別紙 5 日程案に基づき、コースリーダーの指示に従って研修を実施する。

- ① 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるべく実施する。

講義に関して、研修における講義の理解度を測るための進捗管理の方策や、特に来日研修終了後の事後学習への参加に対するインセンティブやモチベーションを上げる工夫を技術提案書にて提案すること。

- ② 演習・実習：講義との関連性を重視し、これらを通して講義で学んだ内容を研修員が確認するとともに応用力を養うことができること、加えて帰国後の実務により役立つことを狙いとして実施する。

本研修では関係者間による双方向の議論を通じて、研修員自身が理解促進・課題分析の深化、さらには今後の道筋を明確にすることを目指している。そのため、各講義及び演習において講義内容を踏まえた研修員間のディスカッションの場を設ける等、研修員が積極的に研修に参加し、学び合い(共創)が促進されるようなファシリテーション及び日常からのコミュニケーションの促進・支援など、共創の促進に資する取り組みについて技術提案書で提案すること。

- ③ 視察：講義で得た知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を研修員が習得できるように努める。

質疑応答の時間(およそ 60 分)の内、一部の時間(10 分程度)については、共創と環流の「環流」を意識した意見交換の時間にすることを検討している。これについても効果的なセッションのあり方を技術提案書で提案すること。

別紙 5 日程案のうち、以下については提案をすること。

【SHEP (A)】

5 月 22 日(金) 農家訪問・意見交換(1 時間)

※作物ごとに最適な売り先や栽培の時期を考えるなど、工夫して営農している農家が望ましい。

※神戸農業改良普及センターから 30 分で移動できる範囲の視察先を提案すること。

5 月 25 日(月) 女性農業グループあるいは農業直売所概要説明・討議および質疑応答

※女性ならではの視点で営農をしている方々や、直売所で販売している方々、グループの活動を通じてジェンダーの課題を克服したという経験がある方々が望ましい。

※神戸市中央卸売市場から昼食時間を含めて 2 時間 15 分で移動できる視察先を提案すること。

【SHEP (B)】

第9日（金）農家訪問・意見交換（1時間）

※作物ごとに最適な売り先や栽培の時期を考えるなど、工夫して営農している農家が望ましい。

※神戸農業改良普及センターから30分で移動できる範囲の視察先を提案すること。

第12日（月）女性農業グループあるいは女性グループが運営する農業直売所の概要説明・討議および質疑応答

※女性ならではの視点で営農をしている方々や、直売所で販売している方々、グループの活動を通じてジェンダーの課題を克服したという経験がある方々が望ましい。

※神戸市中央卸売市場から昼食時間を含めて2時間15分で移動できる視察先を提案すること。

- ④ レポート作成・発表：各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めることを狙いとして各レポートの作成・発表をさせる。各レポートの狙いは以下のとおり。

・ジョブレポート（Job Report）

自国の抱える課題と研修員の所属する組織、業務内容について、各研修員が来日前に分析・記述した報告書であり、本レポート作成を通じて、プログラムの参加に向けての動機付け・問題意識の明確化を目指す。

・事前分析レポート（Preliminary Survey Report）

自国の市場関係者および農家に対してインタビューを行い、その結果を取りまとめることで、自国の市場関係者と農家の中に存在する情報の非対称性を理解するとともに、農家の営農改善に対するモチベーションの状況を分析する。

・アクションプラン（Action Plan）

研修を通じて得られた知識・技術を踏まえ、自国の課題解決のために取り得る対応策を考察した研修員のアクションプランの内容を取りまとめる。また同レポートを通じて、研修で得られる各技術のなかで、各国において効果的に応用できる技術、応用が難しい技術についてのフィードバックを得た上で、次年度の研修内容の改善が期待される。

また、「共創と環流」の観点から、視察先に帰国後の研修員の取り組みを効果的にフィードバックする方法を提案すること。

（9）研修の評価

受託者は研修実施状況及び以下の実施ツールを総合的に分析し、附属書Ⅰ「業務仕様書」別紙「研修実施計画書」に記載した目標達成状況の確認方法に基づき評価を行い、結果につき業務完了報告書に取りまとめる。

① 質問票 (Questionnaire)

研修員が回答したものを研修監理員が集計する。技術研修最終日に実施する評価会では質問票の集計結果を使用し、本研修の評価を関係者間（研修員及び研修受託機関、JICA）で行う。

② 研修員のアウトプット評価

参加研修員が作成したファイナルレポート、最終総括及び評価会での報告・発言内容等の確認を行い、目標達成度を評価する。

5. 業務の内容

(1) 研修実施全般に関する事項

1) 事前遠隔研修

- ・ SHEP (A) コースについては、2026年4月17日に、JICAによる直営でオリエンテーション等をオンラインで実施する予定である。
- ・ SHEP (B) コースは、オリエンテーションのオンラインで実施し、コースリーダーの指示に基づいて研修内容について説明を行うこと。

2) 本邦研修

本コースは JICA 経済開発部が作成する日程案に基づき、コースリーダーの指示のもと実施するが、別紙 5 日程表案のうち、提案する視察先への訪問行程について、コースリーダー、JICA 経済開発部、JICA 関西担当者と打合せのうえ、研修日程を最終化するものとする。

① 研修日程の追加視察先の調整及び最終日程案の作成

コースリーダーおよび JICA 経済開発部が提示する案件目標及び単元目標を達成するため、指定する日程の 2 か所の視察先を選定し、日程（案）（和文・英文）に追加する。

提案する視察先を含めた日程（案）について、コースリーダー、JICA 経済開発部、JICA 関西担当者と打合せのうえ、最終的な日程を確定する。なお、移動手配結果を含めた詳細日程は JICA が指定する「研修詳細計画書」（様式集参照）にて別途作成する。

② コースリーダー、JICA 経済開発部、JICA 関西担当者、講師・視察先及びその他関係機関との連絡・調整

研修計画の策定及び実施等にあたっては、コースリーダー、JICA 経済開発部、JICA 関西担当者や講師・視察先及びその他関係機関等と適時に連絡・調整を行い、進捗状況についてはコースリーダーと JICA 関西に適宜報告する。変更（軽微なものは除く）や未定事項の決定時には JICA 関西と事前に協議する。

③ 研修監理員との連絡・調整・報告聴取

研修日程に基づき、研修場所や開始時間等について委託者が配置する研修監理

員と調整・確認を行う。また、研修監理員の報告を聴取し、コースリーダーの指示の下、必要に応じて以後の研修内容に反映する。

④ コースオリエンテーションの実施

研修開始時に、詳細日程や案件目標・単元目標を含むカリキュラムの具体的な構成、その他研修実施に必要な事項をコースリーダーの指示の下、研修員に説明する。

⑤ 研修の運営管理とモニタリング

研修実施にあたっては、コースリーダーの指示の下、研修員に対して、単元目標をふまえた各講義の意図、講師の略歴、全体の流れ等を十分に伝えるとともに、研修員のニーズ、途上国の状況についての講師への情報提供を随時行い、研修内容の理解の向上に努める。必要に応じ講義、視察に同行し研修実施状況をモニタリングする。

⑥ 研修員の技術レベルの把握

コースリーダーの指示の下、アプリケーションフォームからの情報抽出、個別面接や日常観察等を通じて、研修員の技術レベル等を把握するとともに、適宜研修の運営管理へフィードバックする。

⑦ 研修員作成のレポート等の評価のとりまとめ

⑧ 各種発表会の実施、討議のファシリテーション

研修員作成のレポート発表会における実施準備や進行管理、研修員間の討議の先導を行う。

⑨ コースリーダーの指示の下、アクションプラン作成に関する研修員への助言

⑩ 質問票の配布、回収及び集計補佐

研修監理員が JICA 指定の質問票様式を研修員に配布・回収し、評価会前に集計を行う際の補佐を行う。

⑪ 評価会への出席及び実施補佐

研修終了時に研修の成果確認、改善点の抽出等を目的として行われる評価会に出席し、実施の補佐を行う。

⑫ 閉講式への出席及び実施補佐

閉講式に出席し、実施の補佐を行う。

⑬ 最終総括の実施

⑭ 研修で学んだことの振り返り、まとめを行う。また、研修員が作成したアクションプランについて、コースリーダーや JICA 経済開発部の職員などと共に評価を行う。

(2) 講義（演習・討議等）の実施に関する事項

① 講師の確保

研修の講師に対するアポイントの確定、研修場所の連絡等を行う。なお、その際、全体プログラムにおける当該講義の位置付けや留意点を講師に十分説明し、他の講義との重複を避けるよう調整を図る。

- ② 講師への講義依頼文書の発出
必要に応じ、講師本人又は講師所属先に講義依頼文書を発出する。
 - ③ 講義室及び使用資機材の手配
講義室、及び講師から依頼のあった研修資機材（パソコン、プロジェクター、DVD等）をコースリーダー、JICA 関西と調整のうえ、確保、準備する。
 - ④ 講義テキスト、参考資料の準備・確認、教材利用許諾範囲の確認
講師が使用する講義テキスト、配布資料の取り付けを行い、翻訳（外注可）し、印刷製本したものまたはデータを研修員に配布する。テキスト等の著作権の扱いについては JICA の定める「研修事業における著作権ガイドライン」及び委託者の指示に基づくこととし、必要な処理を行う。
 - ⑤ 講義テキスト、参考資料の DVD-R 化
上記④で著作権処理が適切に行われた講義テキスト、参考資料については業務完了報告書に最終版を添付資料として DVD-R に記録し、JICA に一式提出する。研修実施段階では、GIGAPOD や電子メール等による提出も可とする。
 - ⑥ 講義等実施時の講師への対応
講義場所へ講師を案内する等、研修監理員と協議しつつ、適宜対応する。
 - ⑦ 講師謝金の支払い
講師に対し、当機構の基準に基づく謝金を、源泉徴収の有無、所得税課税の有無等を確認したうえで支払う。
 - ⑧ 講師への旅費及び交通費の支払い
講師に対し、必要に応じ旅費又は交通費を支払う。
 - ⑨ 講師（若しくは所属先）への礼状の作成・送付
必要に応じ、講師やその所属先等に礼状を発出する。
- (3) 視察の実施に関する事項
- ① 視察先の選定・確保と視察依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
視察先に対するアポイントの確定、場所の連絡等を行う。必要に応じ、視察先への依頼文書、同行者への依頼文書を発出する。
 - ② 視察先への引率
視察先に同行する。(必要に応じ補足説明を行う。)
 - ③ 視察謝金等の支払い
視察先に対し、必要に応じ JICA の基準に基づく謝金等を支払う。
 - ④ 視察先への礼状の作成と送付
必要に応じ、礼状を作成・発出する。
- (4) 共創と環流にかかる研修協力先からのヒアリング事項のとりまとめと分析
- ① 講師、視察先等の研修協力先が感じる研修に協力するメリットと負担、関西地域で共創・環流が考えられる内容を含む、共創と環流にかかる提案の確認：

質問票を作成して研修協力先に聞き取りを行うと共に、ヒアリングを通じて得られた知見・教訓、共創と環流に係る提案内容をとりまとめること。

- ② 上記①にかかる分析
- ③ 分析に基づく、本研修で導入可能性のある共創と環流に資する取り組みの提案
- ④ 上記①～④について、簡単な報告書を作成する。(様式自由だが、目安は Word : A4×4 ページ程度)

6. 業務実施上の留意事項

(1) 研修プログラム作成上の留意点

技術研修については、JICA 経済開発部が指定する SHEP アプローチ規定プログラムがあるため、実施日程、講義・視察順序等、提案箇所を除くプログラムは指定どおりに実施すること。また、講義・視察方法は JICA 経済開発部およびコースリーダーの指定する方法で実施すること。(ビデオ活用、講義時間・質疑応答時間の配分等の詳細)

委託先提案部分は、5. 業務の内容で言及された提案事項に加えて、別添日程案のうち以下の部分とする。

【SHEP (A)】

5月22日(金) 視察「農家訪問」

5月25日(月) 視察「女性農業グループ或いは農業直売所」

【SHEP (B)】

第9日(金) 視察「農家訪問」

第11日(月) 視察「女性農業グループ或いは農業直売所」

上記視察にかかる費用のうち、研修員数の増減によって変動する費用については、以下の定額計上の範囲内で見積書に記載すること。

SHEP (A) 2000 円×18 人=36,000 円

SHEP (B) 2000 円×27 人=54,000 円

※人数は、各コースの研修員数に CDN2 名と委託先 1 名を加えた人数。

技術研修以外に当機構が実施する以下の内容も日程案に含める。

- ① ブリーフィング(滞在諸手続き): 0.5 日間(来日翌営業日の午前)
受入時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、来日翌日に JICA が実施する。受託者の同席は不要。
- ② コースオリエンテーション(研修概要説明): 1 時間(来日翌営業日の午後) 当該研修の関係者紹介、全体日程や案件目標・単元目標を含むカリキュラム及び構成に係る説明、その他研修実施に必要な事項について研修員に説明する。受託者は、機構が実施するプログラムオリエンテーションの後に、コースオリエンテーションを実施し、プログラム内容の詳細を説明する。

- ③ SHEP (A) 及び(B)の来日研修については、評価会・閉講式を除いて 12.5 日間の実施を想定している。これには、来日前のオンラインでのコースオリエンテーションや研修員による事前課題及び来日研修中の成果物（インプリメンテーションプラン）の発表時間も含める。標準研修時間は原則午前 9 時から午後 5 時までの 7 時間（休憩 1 時間）とするが、視察やワークショップを実施する日程においてはこの限りではなく、また、講師の都合等により前後しても構わない。
- ④ 評価会、閉講式：2 時間（離日前日）

(2) JICA 国内機関の設備等の利用

受託者は技術研修期間中、JICA の以下の施設や設備、機材を利用することができる。受託者は利用を希望する施設等について、事前準備期間の早い段階で空き状況等を委託者に確認し、必要な利用申請等手続きを行うこと。利用に当たっては委託者の定めるルールに従うこと。

- ① JICA 関西のセミナールーム
- ② ワークショップ用資材（模造紙、付箋等）

7. 業務完了報告書・業務提出物等

本業務の報告書として、受託者は以下の業務完了報告書及び業務提出物を提出する。

(1) 業務完了報告書

	提出期限	備考
業務完了報告書	契約期間終了日の前日から起算して 10 営業日前まで	記載項目は以下(3)のとおり

(2) 業務提出物 ※業務提出物一覧を添付すること

- ① 研修日程表（和文・英文）
- ② 著作物の利用条件一覧
- ③ 研修教材一式（②著作物の利用条件一覧に記載の動画等を含む教材（完成品）全て）
- ④ 情報廃棄報告書

提出時期：技術研修期間終了後速やかに（(1) 業務完了報告書の提出期限まで）

(3) (1) 業務完了報告書の記載項目は以下のとおりとするが、受託者がその一部を補足又は改善することを妨げるものではない。

【記載事項】

1) 案件の概要

- ① 案件名（和文／英文）
- ② 研修期間
- ③ 研修員人数、国名

2) 研修内容

- ① 研修全体概念図
- ② 単元目標ごとのカリキュラム構成
- 3) 案件目標（アウトカム）と単元目標（アウトプット）の達成度
 - ① 案件目標・指標・達成度・貢献要因／阻害要因
 - ② 単元目標・指標・達成度・貢献要因／阻害要因
 - ③ 達成度測定結果（上記達成度の判断根拠及びデータ）
- 4) 研修案件に対する所見

（研修の運営や質の向上の観点から振り返りについて記述。特に工夫した内容や注力した取り組み及びそれらの結果、（継続契約の場合は）過年度からの変更点や新規導入した講義・視察等）

- ① 研修デザイン（研修期間・プログラム構成等）
 - ② 研修内容（コンテンツ）（研修プログラム内容・研修教材）
 - ③ 研修効果を高める工夫
 - ④ 研修対象の選定（割当国、対象機関、研修員）
 - ⑤ 研修運営体制
 - ⑥ 事前活動・事後活動（ある案件のみ）
 - ⑦ その他特記事項
- 5) 次年度へ向けた改善点及び提案
 - ① 評価会における指摘事項
 - ② 次年度以降の改善計画（案）
 - ③ 次年度 GI に反映させるべき点

【業務完了報告書添付資料】

- ① 添付資料一覧
- ② 質問票のまとめ（案件目標（アウトカム）と単元目標（アウトプット）の達成度として、質問票による回答結果を活用している場合のみ）
- ③ 研修員アンケート結果（JICAによる質問票以外で、受託者にて独自に実施したものがあれば）、研修員個々の評価、研修員レポート等

8. 打合簿の作成

研修委託契約約款（以下「約款」という。）第 5 条に定義する監督職員の指示、承諾、協議又は確認は、その内容を打合簿（委託者指定様式）に記録し、業務責任者と監督職員がそれぞれ一部ずつ保管するものとする。

9. 保有個人情報の取扱い

本契約履行期間終了後、研修員からの質問・相談に対応するために必要な保有個人情報については、約款第 27 条第 1 項第 7 号の適用を除外する。なお、保有個人情報を保持し続ける限り、約款第 27 条は契約終了後も引き続き適用される。

10. 著作権の取扱いに関する例外

- (1) 約款第 23 条第 3 項の規定にかかわらず、受託者が提出した業務提出物のうち、受託者又は第三者が本件研修のために新たに作成した著作物（教材及び動画）で、受託者又は第三者が原著作者となる著作物であって、本件研修の実施のために当該著作物に基づく二次的著作物が創作されていない場合、受託者が委託者に包括的な利用許諾を与えることを条件として、著作権譲渡の対象外とすることができる。
- (2) 約款第 23 条第 3 項に基づき、約款第 8 条第 3 項に定める検査合格通知をもって、委託者に著作権が譲渡されることを予定する業務提出物のうち、研修教材、補助資料等及び研修動画については、監督職員が当該内容を確認したうえで、本件研修の実施に必要な範囲において、委託者を著作権者として表示するものとする。

1 1. 参考

研修事業における著作権ガイドライン

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/copyright.html>

別紙 業務責任者届出書

第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務実施要領（案）」に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応募者独自の様式を用いて頂いても結構です。技術提案書のページ数については、評価表「技術提案書作成にあたっての留意事項」のとおりです。

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

(1) 社としての経験・能力等

1) 類似業務の経験

a) 類似業務の経験（一覧リスト）・・・・・・・・・・（参考：様式1（その1））

b) 類似業務の経験（個別）・・・・・・・・・・（参考：様式1（その2））

2) 資格・認証等・・・・・・・・・・（任意様式）

(2) 業務の実施方針等・・・・・・・・・・（任意様式）

1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法

2) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制等）

3) 業務実施スケジュール

(3) 業務従事者の経験・能力等

1) 業務従事者の推薦理由・・・・・・・・・・（任意様式）

2) 業務従事者の経験・能力等・・・・・・・・・・（参考：様式2（その1、2））

3) 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・・・（参考：様式2（その3））

2. 技術提案書作成にあたっての留意事項

(1) 技術提案書は別紙2の「評価表」を参照し、評価項目、評価基準に対応する形で作成いただきますようお願いいたします。（評価項目、評価基準に対応する記述がない場合は、評価不可として該当項目の評価点は0点となりますのでご注意ください。）

(2) WLB等推進企業（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業や、一般事業主行動計画策定企業）への評価については、別紙2「評価表」のとおり、評価項目の内、「1. 社としての経験・能力等（2）資格・認証等」で評価しますが、評価表の「評価基準（視点）」及び「技術提案書作成にあたっての留意事項」に記載の条件を1つでも満たしてい

る場合には、技術評価点満点 100 点の場合は一律 1 点、満点 200 点の場合は一律 2 点を配点します。

- (3) 要員計画（各業務従事者の人日）は「研修委託契約における見積書作成マニュアル」に記載の積算目安と異なる提案も可能です。(2) 2) 業務実施体制に想定する各業務従事者の人日を含めて記載してください。

3. その他

技術提案書は 可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめて、提出ください。

別紙 2：評価表（評価項目一覧表）

第4 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務実施要領（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、本契約の対象となる費用項目やその考え方については「研修委託契約における見積書作成マニュアル」を参照してください。ただし同マニュアルはあくまで考え方を示すための資料であり、本件入札にあたり、同マニュアルに定める単価の使用及び業務人日の積算方法の適用を求めるものではありません。

また、ランプサム契約のため経費の精算に際して「研修委託契約における経費精算報告書作成マニュアル」は適用されません。ただし、一部実費精算とする経費については定額計上の範囲内で同マニュアルに沿って精算する必要があります。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は以下のとおりです。

費用項目	内訳	内容
直接経費	(1) 一般謝金	講師謝金、検討会等参加謝金、原稿謝金、見学謝金、講習料（法人等技術研修対策費）
	(2) 研修旅費	研修員、研修監理員及び受託者からの同行者（業務従事者）及び外部講師の往復 100km 以上の国内移動における①研修員・研修監理員の交通費、②受託者・外部講師の交通費・日当・宿泊料
	(3) 国外講師招聘費	航空賃、本邦滞在費、内国旅費、謝金
	(4) 研修諸経費	資材費、教材費、施設機材借料損料、損害保険料、施設入場料、通訳備上費、会議室、遠隔研修費
業務人件費	本件業務に直接的に従事する業務従事者に係る人件費	
業務管理費	「間接経費」及び「積上計上するものを除く直接経費」として、業務人件費に一定の率を乗じて計算され、業務人件費に連動して支払われるもの。「間接経費」とは、受託者の管理・監督に基づき業務に従事する者のうち事務職員や間接的に業務支援を行う受託者内部人材の人件費、福利厚生費、光熱水料等の経費の財源とすることを想定したもの。「積上計上するものを除く直接経費」とは、本表に掲げるもの以外の直接経費を指し、業務の実施に際し、一般的に発生する経費の財源とすることを想定したもので、受託者内部人材が日常業務等で一般的に必要な文房具等消耗品、銀行手数料、業務従事者の交通費（往復 100 km	

未満の移動)、通信運搬費等含む。

(2) 消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定方法

支払いについては、検査合格後の一括確定払を想定しています。経費の精算は行いませんので、受託者は検査の合格をもって契約書に記載の金額を請求することができます。検査の合格は書面で受託者に通知します。通知受領後、受託者は速やかに請求書を発行してください。

3. その他留意事項

- (1) 本業務においては、「第2 業務実施要領」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定請負）型の対象業務とします。経費の精算を行わないため、「経費精算報告書」「証拠書類」の提出は不要です。但し証拠書類については、税法上求められる期間保管し、機構から提示を求められれば可能な限り応じてください。詳細は国税庁ウェブサイト等でご確認ください。
- (2) 研修日程変更に伴う履行期間の変更等、受託者の責によらない止むを得ない理由での変更、及び業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受託者は、このような事態が起きた時点で速やかに委託者と相談して下さい。
- (3) 謝金の支払いを実施していただく際、支払相手方が個人の場合には、原則として源泉徴収の手続きを実施していただく必要があります。業務内容によっては、旅費・交通費についても源泉徴収の対象となります。詳細は国税庁ウェブサイト等でご確認ください。

積算様式

※「積算様式.xlsx」を使用してください

第5 契約書（案）

本契約の証として、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

研修委託契約書

- 1 契約件名 2026年度課題別研修「英語圏アフリカ 市場志向型農業振興 —SHEPアプローチ—(行政官)」(A)及び(B)にかかる研修委託契約（ランプサム契約）
- 2 契約金額 金 〇,〇〇〇,〇〇〇円
（内消費税及び地方消費税の合計額 〇〇〇,〇〇〇円）
- 3 履行期間 2026年4月下旬～2027年2月下旬まで
ただし、技術研修期間は以下のとおり。
SHEP (A) : 2026年5月13日（水）～2026年5月29日（金）
SHEP (B) : 2026年11月4日（水）～2026年11月20日（金）
※契約時に確定

3. 履行期間

2026年4月下旬～2027年2月下旬まで
（この期間には、事前準備・事後整理期間を含む）

頭書契約の実施について、独立行政法人国際協力機構 関西センター 契約担当役 所長 広沢 正行（以下「委託者」という。）と（法人格）団体名 代表者役職名 氏名（以下「受託者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体のほか、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）研修委託契約約款（ただし、本契約書本体により変更される部分を除く。）
- （2）附属書Ⅰ「業務実施要領」
- （3）附属書Ⅱ「経費内訳書」

(監督職員)

第2条 研修委託契約約款第5条に定める監督職員は、関西センター研修業務課長の職位にある者とする。

(研修委託契約約款の変更)

第3条 本契約において、研修委託契約約款のうち、次に掲げる条項については、同約款の規定によらず、次の各号のとおり変更するものとする。

(1) 第1条(総則)

第1項において、「委託者は、契約書本体頭書の契約金額(以下「契約金額」という。)を上限として、附属書Ⅱ「経費内訳書」(以下「経費内訳書」という。)に定められた対価を受託者に支払うものとする。」を「委託者は、契約書本体頭書の契約金額(以下「契約金額」という。)を受託者に支払うものとする。」に変更する。

(2) 第5条(監督職員)

第2項第6号において、「経費内訳書」を「附属書Ⅱ「経費内訳書」」に変更する。

(3) 第7条(概算払)

本条を削除する。

(4) 第9条(請求金額の確定及び精算)

本条を以下のとおり修正する。

第9条(請求金額の確定及び精算)

受託者は、前条第3項に定める検査の結果について合格通知を受けたときは、委託者に契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項による請求を受けたときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、委託者は、受託者の支払請求を受けた後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受託者に返付することができる。この場合における当該請求書を返付した日から是正された支払請求書を委託者が受領した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(5) 第10条(履行遅滞の場合における損害の賠償)

第4項を削除する。

(6) 第11条(帳簿等の整備)

本条を削除する。

(7) 第17条(天災その他の不可抗力の扱い)

第7項において、「、第3項（利息に関する部分を除く。）」を削除する。

（8） 第18条（委託者の解除権）

第3項を削除する。

（9） 第19条（委託者のその他の解除権）

第2項において、「及び第3項」及び「ただし、前条第3項の規定のうち、利息に関する部分については、これを準用しない。」を削除する。

（10） 第20条（受託者の解除権）

第2項において、「、第3項」及び「ただし、第18条第3項の規定のうち、利息に関する部分については、これを準用しない。」を削除する。

（研修委託契約約款の変更）

第3条 本契約において、研修委託契約約款のうち、次に掲げる条項については、同約款の規定によらず、次の各号のとおり変更するものとする。

（1） 第1条（総則）

第1項において、「委託者は、契約書本体頭書の契約金額（以下「契約金額」という。）を上限として、附属書Ⅱ「経費内訳書」（以下「経費内訳書」という。）に定められた対価を受託者に支払うものとする。」を「委託者は、契約書本体頭書の契約金額（以下「契約金額」という。）を受託者に支払うものとする。」に変更する。

（2） 第5条（監督職員）

第2項第6号において、「経費内訳書」を「附属書Ⅱ「経費内訳書」」に変更する。

（3） 第7条（概算払）

本条を削除する。

（4） 第9条（請求金額の確定及び精算）

本条を以下のとおり修正する。

第9条（請求金額の確定及び精算）

受託者は、前条第3項に定める検査の結果について合格通知を受けたときは、委託者に契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項による請求を受けたときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、委託者は、受託者の支払請求を受けた後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受託者に返付することができる。この場合における当該請求書を返付した日から是正された支払請求書を委託者が受領した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

（5） 第10条（履行遅滞の場合における損害の賠償）

第4項を削除する。

(6) 第11条(帳簿等の整備)

本条を削除する。

(7) 第17条(天災その他の不可抗力の扱い)

第7項において、「、第3項(利息に関する部分を除く。)」を削除する。

(8) 第18条(委託者の解除権)

第3項を削除する。

(9) 第19条(委託者のその他の解除権)

第2項において、「及び第3項」及び「ただし、前条第3項の規定のうち、利息に関する部分については、これを準用しない。」を削除する。

(10) 第20条(受託者の解除権)

第2項において、「、第3項」及び「ただし、第18条第3項の規定のうち、利息に関する部分については、これを準用しない。」を削除する。

本契約の証として、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

委託者

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2

独立行政法人国際協力機構

関西センター

契約担当役

所長 広沢 正行

受託者

(団体住所)

(団体名)

(代表者役職名) ○○ ○○

附属書Ⅰ

業務実施要領

本入札説明書にある「第 2 業務実施要領（案）」が、契約に当たり契約書附属書Ⅰとして添付される。

附属書Ⅱ

経費内訳書

別紙 3_積算様式（案）（研修委託）で内訳を示すこと。

様式集

<参考様式>

以下の様式を当機構ウェブサイト（URL は下記参照）よりダウンロード可能です。

（１）入札手続に関する様式

- ① 競争参加資格確認申請書
- ② 委任状（特定案件委任状）
- ③ 委任状（入札会に関する一切の権限）
- ④ 入札書
- ⑤ 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合に使用）
- ⑥ 質問書
- ⑦ 機密保持誓約書
- ⑧ 資本関係又は人的関係に関する申告書

（２）技術提案書作成に関する様式

- ① 技術提案書表紙
- ② 技術提案書参考様式（別の様式でも提出可）

URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html